

井手町名誉応援隊長就任式



12

平成 26 年 12 月
2 0 1 4
No.507

広報 いで

井手町名誉応援隊長に 落語家 月亭太遊さん

井手町の定住促進などに関する取り組みに応援をいただき、町の魅力を広くPRしてもらうため、吉本興業の二代目京都府住みます芸人、落語家・月亭太遊さんが「井手町名誉応援隊長」に就任されました。(P2)

目次

第35回井手町文化祭	P02
井手町防災訓練実施しました	P03
プラマーク容器包装分別収集が始まります	P05
井手町の給与・定員管理等について	P06
税務課からのお知らせ	P11

町の人口 (12月1日現在)

男性	3,853 人
女性	4,050 人
計	7,903 人



井手町名誉応援隊長に月亭太遊さん

井手町の定住促進などに関する取り組みに応援をいただき、町の魅力を広くPRして



汐見町長から、ハッピーとタスキを受け取り、カメラにポーズをとる月亭太遊さん

17日(月)、役場で行われた就任式で、汐見明男町長から任命書と特製のハッピーやタスキが手渡されました。

太遊さんは、大分県竹田市の出身。現在は吉本興業の二代目京都府住みます芸人として、京都を拠点に活動されています。

11月23日(日)に行われた京都産業大学・井手応援隊や井手町まちづくり協議会による玉川の清掃活動にも参加され、学生たちや住民の皆さんと一緒に汗を流されました。

就任にあたり太遊さんは「僕が生まれ育ったのは大分県の間接地で、きれいな川が流れるなど、井手町の環境と似ています。今後は実際に井手町に住んで、まちの良さをPRするためがんばりたい」と決意を表明されました。

文化活動の集大成を披露

第35回井手町文化祭

11月1日(土)と2日(日)の2日間、自然休養村管理センターや府立山城勤労者福祉会館などで第35回井手町文化祭が開かれ、住民の方々が、舞台芸術や工芸作品など、日ごろの文化活動の集大成を披露しました。

会場では、保育園児やコーラスグループの発表をはじめ、



青少年の主張大会で発表する児童



調べる学習コンクールの表彰式



ペタピンゴを楽しむ参加者の皆さん

府立山城勤労者福祉会館で11月15日(土)、井手玉川大学と井手町スポーツ推進委員会などによる「玉川大学 体力チェック・ペタピンゴ大会」が開かれました。住民の方々の健康増進を目的とした事業で、84の方が参加し、和気あいあいとした雰囲気の中、6種目の体力チェックを行いペタピンゴを楽しみました。

和太鼓や大正琴、バンド演奏などが繰り広げられたほか、第30回青少年の主張大会や第4回調べる学習コンクール表彰式、各サークル・教室の作品展、農作物等品評会、健康のつどい(骨量測定、血管年齢他)なども行われ、大いにぎわいました。

また各種団体などによる数多くの模擬店も立ち並び人気を集めるなど、会場を訪れた多くの人たちが文化の秋を堪能しました。



にぎわう展示コーナー

体力チェック&ペタピンゴ 山城勤労者福祉会館で実施

大雨災害想定し防災訓練

470人が参加

井手町防災訓練が11月16日（日）、各区の公民館や井手小学校、多賀小学校、自然休養村管理センター、玉川保育園で行われ、全会場合わせて約470人が参加しました。

今回の訓練は、大雨によつ

て、河川の決壊・氾濫、土砂災害の恐れがあるという状況を想定し、町内の自主防災組織や消防団と連携して実施しました。

災害対策本部の設置訓練や消防団による水防活動訓練を

はじめ、避難所開設や炊き出し、避難所への浸水を防ぐ土のう作りなどの訓練が各所で
行われたほか、学校のプールでは、消防団員によるゴムボートを使った救助訓練などが本番さながらに繰り返し行われま



プールで行われたボートによる救助訓練の様相（井手小学校）



土のう作りに取り組む皆さん（自然休養村管理センター）



炊き出しに取り組む皆さん（多賀小学校）

消防署からお知らせ

年末火災防止運動を実施します

年末を迎えるにあたり家庭や職場で火を使う機会が多くなり、また忙しさで注意力が低下するなど、火災が起こりやすい時期に火災予防の強化をおこなうため年末火災防止運動を実施します。



実施期間 平成26年12月15日（月）～平成26年12月31日（水）

石油ストーブの安全な取り扱い

ストーブからの火災を防ぐために、次のことに注意しましょう。

- ① ストーブを使い始めるまえには点検をする。
- ② ストーブの近くに紙や衣類、カーテンなど燃えやすい物を近づけない。
- ③ ストーブの近くでヘアスプレーなど引火の危険があるものは使わない。
- ④ ストーブの上に洗濯物を干さない。
- ⑤ 石油ストーブには灯油以外のものを給油しない。
- ⑥ 灯油を補給する時は、必ず火を消し、あふれ出ないようにする。また、給油中はその場を絶対に離れない。
- ⑦ 外出する時や寝る時には、必ず火が消えていることを確認する。



お問合せ 京田辺市消防署 井手分署 TEL 82-3000

**平成27年度
井手町建設工事等一般競争（指名競争）入札
参加資格審査申請について（お知らせ）**

- (1) 受付種別
町内業者（土木・建築・舗装・水道・電気・その他、
コンサルタント、物品、一般廃棄物）
町外業者（工事、コンサルタント、物品）
- (2) 有効期間
町内業者 1年間（平成28年3月31日まで）
町外業者 1年間（平成28年3月31日まで）
- (3) 作成要領配布期間
平成26年12月10日（水）
～平成27年1月30日（金）
※作成要領につきましては、井手町ホームページからダウンロードできます。
- (4) 参加申請受付期間
平成27年1月6日（火）
～平成27年1月30日（金）
午前9時～正午・午後1時～4時まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く）
- (5) 受付場所及び問合せ先 **建設課**
〒610-0302
京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水67
(TEL 82-6167)

賀泉苑で新しい教室がはじまります

スリーA…A「あかるく」♪ A「頭を使って」
A「あきらめない」!

脳活性化教室スリーA

みんなで体を動かし、ゲームで脳を活性化させる楽しい教室です。初めての方も気軽にご参加ください。
《開催日》

平成26年12月17日（水）
平成27年 2月18日（水）

時間 午後1時30分～3時30分
場所 老人福祉センター「賀泉苑」
講師 福井 恵子 先生
(NPO法人認知症予防ネット所属)
対象 65歳以上の方はどなたでも参加可能
※ボランティアなどを含め、スリーAに興味のある方は年齢関係なく参加できます。
内容 頭の体操、上半身の運動、指から腕の体操等
問い合わせは 井手町地域包括支援センター
(TEL 82-3690) まで。



水道管の凍結にご注意ください

12月から2月にかけて水道凍結事故が多発します。気温が氷点下（特に冷え込んだ早朝）になると水道管内の水が凍り出なくなったり、水道管やメーターが破裂したりします。

【水道管の凍結に備えるため、次のような対策をして下さい。】

①屋外に露出している水道管には、保温材や布きれなどを巻く。

②蛇口から微量の水を出しておく。（その水をバケツや浴槽に溜めるなど、有効利用して下さい。）

【凍結してしまったときは】

もし凍結したときは、蛇口の上にもタオルや布をかぶせ、ぬるま湯をかけるなどして解凍して下さい。

急に熱湯をかけたたりすると、ひび割れや破損することもあります。

【破裂してしまったときは】

メーターボックスの中の止水栓をしめ、町指定の給水装置工事店に修理を申し込んでください。

※お問い合わせは、上下水道課（TEL 82・6169）まで

**医療従事者の届出は
1月15日までにお出してください**

今年、医療従事者等の資格を有する方の届出の年となっています。
この届出は、関係法令により、2年ごとに12月31日現在の就業状況等を届け出いただくもので、医療及び公衆衛生行政を進める上で重要な資料になります。
該当される方は、もれなく平成27年1月15日までに届け出を済ませてください。

資格等の区分	届出先
すべての 医師、歯科医師、薬剤師	住所地または就業地のいずれかの最寄りの保健所 京都府山城北保健所 企画調整室 〒611-0021 宇治市宇治若森7-6 TEL 21-2191
保健師、助産師、看護師、准看護師、 歯科衛生士、歯科技工士で 12月31日現在、府内を就業地 として業務に従事している方	就業地が京都市以外の方 京都府山城北保健所 企画調整室 〒611-0021 宇治市宇治若森7-6 TEL 21-2191
	就業地が京都市内の方 京都府健康福祉部 医療課 〒602-8570 京都市上京区下立売通 新町西入藪ノ内町 TEL (075)414-4754

平成 27 年 1 月から「プラマーク容器包装」の分別収集が始まります！

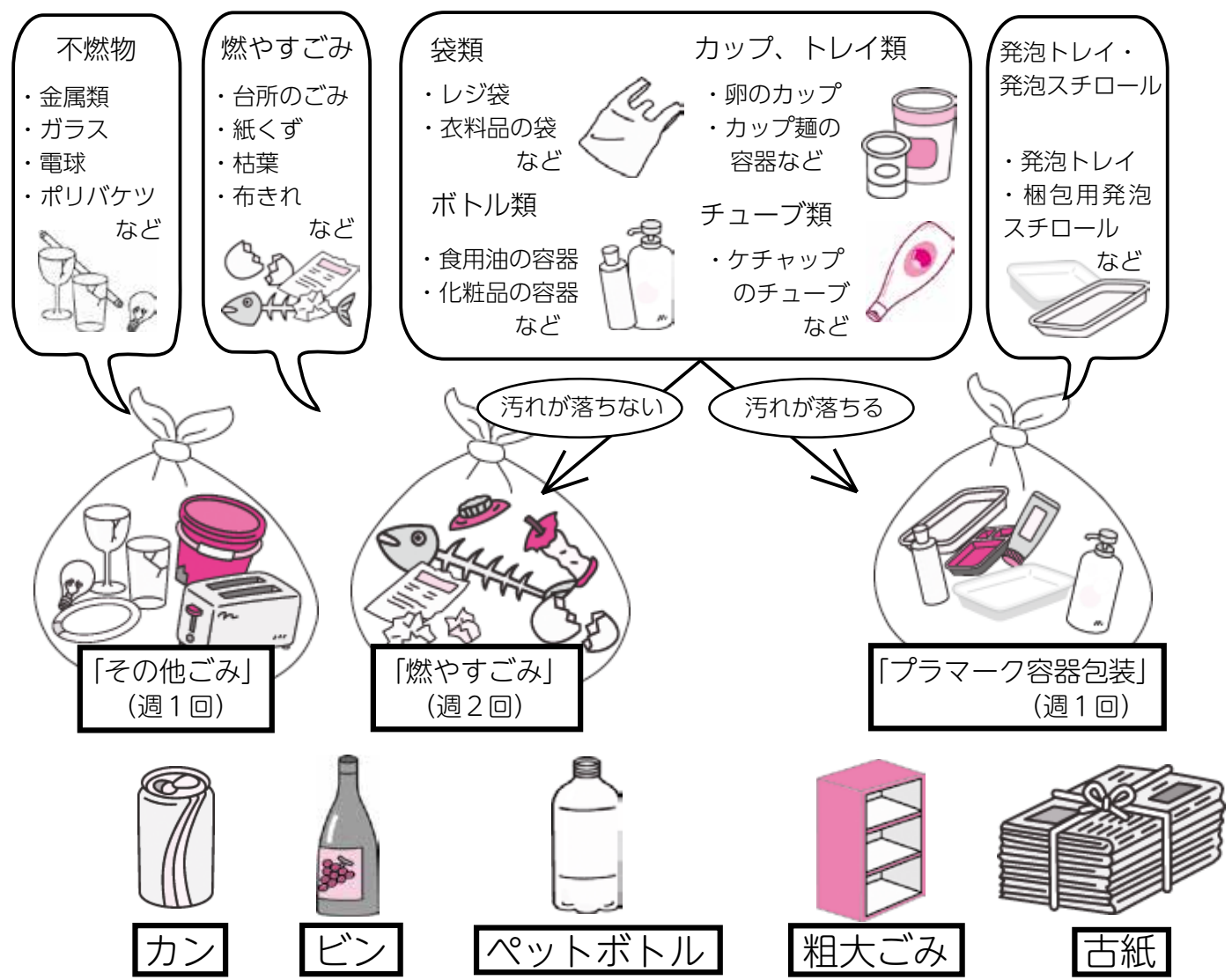


城南衛生管理組合の新しい処理施設の稼働に伴い、平成 27 年 1 月から新しいごみ区分「プラマーク容器包装（プラスチック製容器包装）」の分別収集が始まります。

これまで「その他ごみ」に分類されていた「プラマーク」のあるカップ・パック類、トレー類、ボトル類、チューブ類などのうち、簡単な洗浄で汚れが落ちる容器包装については「プラマーク容器包装」として分別収集し、リサイクルの推進を図ります。

このマークが目印です。また汚れの落ちない容器包装については、衛生面に配慮して、これまでの「その他ごみ」ではなく「燃やすごみ」に分別していただくようお願いいたします。

平成 27 年 1 月からは、ごみの分別が、



となります。収集日も変更となりますのでご注意ください。

お問い合わせは、産業環境課 (Tel 8 2 - 6 1 6 8) まで。

井手町の給与・定員管理等について

「地方公共団体における職員給与等の公表について」に基づいて、井手町では平成10年度から町職員の給与の実態について公表しています。なお、ここでお知らせする給与等は、税金や各種保険料を差し引く前の金額で、いわゆる「手取り額」ではありません。また、現在未公表である情報については、公表され次第、ホームページにて掲載予定です。お問い合わせは、総務課（TEL 82-6161）まで。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度の人件費率
平成25年度	7,966人	4,288,859千円	409,637千円	811,603千円	18.9%	23.2%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成25年度	99人	325,719千円	35,730千円	144,487千円	505,936千円	5,110千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

年度	井手町	類似団体平均	全国町村平均
平成25年度	101.4(93.7)	102.3 (94.5)	103.2 (95.4)
平成20年度	94.8	94.5	94.2

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給与月額	135,600円	185,800円	222,900円	261,900円	289,200円	320,600円
最高号給の給与月額	243,700円	307,800円	354,700円	388,300円	400,600円	422,600円

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
井手町	38.6歳	281,556円	324,296円	303,245円
国	43.5歳	335,000円	-	408,472円

②技能労務職

区分	公務員					対応する民間 の類似職種	民間		参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)		平均年齢	平均給与月額 (B)	
井手町	39.7歳	1人	278,500円	278,500円	278,500円	-	-	-	-
うち清掃職員	39.7歳	1人	278,500円	278,500円	278,500円	廃棄物処理 業従業員	44.6歳	290,600円	0.96
うち学校職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち その他技能労務職	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国	50.1歳	3,119人	287,992円	-	326,611円	-	-	-	-

区分	参考		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
井手町	-	-	-
うち清掃職員	4,414,039円	3,980,600円	1.11
うち学校職員	-	-	-
うち その他技能労務職	-	-	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22～24年の3年平均)
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額 (国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (平成26年4月1日現在)

区分		井手町	国
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円
技能労務職	高校卒	140,100円	-
	中学卒	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成26年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	273,400円	324,200円	343,700円
	高校卒	-	275,300円	348,200円
技能労務職	高校卒	-	-	278,500円
	中学卒	-	-	-

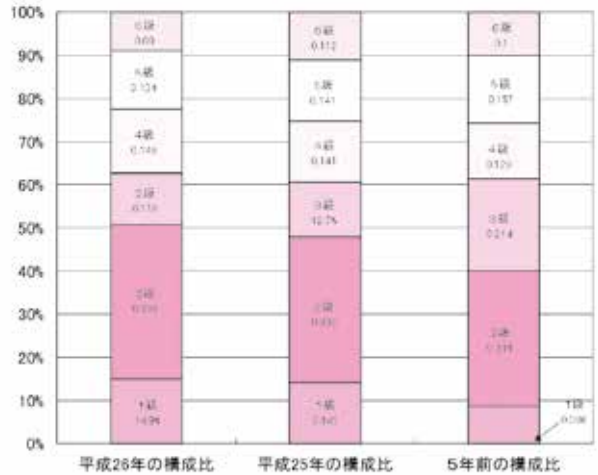
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	1 定型的な業務を行う主事、技師、保育士若しくは保健師の職務又はこれに準じる職務 2 主事補、技師補又はこれに準じる職務	10人	14.9%
2級	専門的知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士若しくは保健師の職務又はこれに準じる職務	24人	35.9%
3級	係長、主任又は主査の職務	8人	11.9%
4級	課長補佐又は園長補佐の職務	10人	14.9%
5級	課長、館長、園長、所長又は参事の職務	9人	13.4%
6級	理事、局長又は次長等の職務	6人	9.0%

(注) 1 井手町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況 勤務成績を反映せず



(注) 平成18年4月1日から給与構造改革により3級と4級を係長級として統合し、5級を4級、6級を5級、7級を6級とした。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

井手町		国	
1人当たり平均支給額 (平成24年度) 1,156千円		-	
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分		(平成25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

一律支給

(2) 退職手当

(平成26年4月1日現在)

井手町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	15,385千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)		- 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
井手町	0%	- 人	勤務地域により支給率は異なるが、平成22年度制度完成時で最高支給割合18%。

(4) 特殊勤務手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)		- 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成25年度)		- %	
手当の種類 (手当数)		2種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症の防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業従事職員	感染症の防疫作業	1日につき500円
死体処理に従事する職員の特殊勤務手当	死体処理従事職員	死体処理	1体につき10,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成25年度決算)	8,346千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)	85千円
支給実績 (平成24年度決算)	9,477千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)	96千円

(6) その他の手当

(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	扶養親族である配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 配偶者がいない場合、そのうち1人については 11,000円 16歳から22歳までの子 5,000円加算	同じ		11,613千円	241,923円
住居手当	家賃支払いの職員 ・月額23,000円以下の家賃家賃額 - 12,000円 = 支給額 ・月額23,000円を超える家賃 (家賃額 - 23,000円) × 1/2 = ① 16,000円 = ② (①、②のうち額が 少ない方) + 11,000円 = 支給額 (最高27,000円)	同じ		4,197千円	322,846円
通勤手当	交通機関を利用する職員 運賃相当額が55,000円までの者 全額支給 片道2km未満 支給なし 自動車等の利用者 通勤距離片道 2km以上 5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,100円 10km以上15km未満 6,500円 15km以上20km未満 8,900円 20km以上25km未満 11,300円 25km以上30km未満 13,700円 30km以上35km未満 16,100円 35km以上40km未満 18,500円 40km以上45km未満 20,900円 45km以上50km未満 21,800円 50km以上55km未満 22,700円 55km以上60km未満 23,600円 60km以上 24,500円	同じ		3,298千円	55,887円
管理職手当	月額5,000円。ただし、町長が必要と認める時は、本俸の100分の20以内を支給することができる。 理事、局長、次長、課長、館長、園長、所長、参事等 35,000円			8,750千円	416,667円

6 特別職の報酬等の状況

(平成26年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	町長 730,000円 副町長 600,000円
報酬	議長 290,000円 副議長 220,000円 議員 200,000円
期末手当	町長 (平成25年度支給割合) 副町長 2.95月分 議長 (平成25年度支給割合) 副議長 2.95月分 議員
退職手当	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 町長 給料月額 × 530 / 100 × 在職年数 15,476千円 任期ごと 副町長 給料月額 × 315 / 100 × 在職年数 7,560千円 任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	
		総務	19	20	1	防災業務の充実
		税務	7	6	▲1	臨時職員配置
		民生	35	34	▲1	臨時職員配置
		衛生	7	9	2	保健衛生業務の充実
		農林	3	3	0	
		商工	1	1	0	
		土木	8	8	0	
	計	81	82	1		
	教育部門	11	10	▲1	臨時職員配置	
小計	92	92	0			
公営企業等 会計部門	水道	6	5	▲1	臨時職員配置	
	下水道	1	1	0		
	国保等	10	9	▲1	事務事業の見直し	
	小計	17	15	▲2		
合計	109	107	▲2			
		[157]	[157]	[0]		

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数(教育長含む)。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況

(平成26年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	7人	15人	18人	7人	13人	9人	11人	7人	4人	15人	0人	106人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政		82	80	82	82	81	82	0 -
教育		12	11	11	11	11	10	▲2 (▲16.7%)
普通会計計		94	91	93	93	92	92	▲2 (▲2.1%)
公営企業等会計計		18	18	16	16	17	15	▲3 (▲16.7%)
総合計		112	109	109	109	109	107	▲5 (▲4.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数(教育長含む)。

8 公営企業職員の状況

水道事業

① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度 の総費用に占める職 員給与費比率
平成25年度	107,893千円	▲11,612千円	10,485千円	9.7%	17.0%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成25年度	2人	6,318千円	443千円	1,564千円	8,325千円	4,163千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
井手町	42.3歳	262,200円	362,367円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

井手町		一般行政職	
1人当たり平均支給額(平成25年度)	782千円	1人当たり平均支給額(平成25年度)	1,157千円
(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6月分	1.35月分	2.6月分	1.35月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5~15%	

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

井手町		一般行政職
(支給率) 一般行政職と同様		
1人当たり 平均支給額	自己都合 -千円	勤奨 ・ 定年 -千円
		1人当たり 平均支給額 15,385千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成26年4月1日現在)

一般行政職と同様(5(3)を参照)

エ 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

一般行政職と同様(5(4)を参照)

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	346千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	49千円
支給実績(平成24年度決算)	229千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	57千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当

(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	一般行政職と同様	同じ		0千円	0円
住居手当	一般行政職と同様	同じ		0千円	0円
通勤手当	一般行政職と同様	同じ		97千円	48,572円
管理職手当	一般行政職と同様	同じ		0千円	0円



子育て支援カレンダー



子育て支援センターって？

子育て支援センターは、親子で一緒に遊んだり、子育ての情報交換や相談のできる場所です。センター内には手作りのおもちゃもたくさんあります。自由に気軽に遊びに来てください♪

【所在地】井手町大字井手小字玉ノ井48-2（玉川保育園内にあります）

【TEL・FAX】82-2232

【開いてる日】月曜日～金曜日（祝日等を除く）9:30～16:00

12月	行事予定（行事がない日でも毎日遊びに来れます♪）		
と	き	内容	場所・備考
11日（木）	9:30～11:30	前向き子育てプログラム⑥	※申込制
12日（金）	10:30～11:30	たんぼぼ広場 「リース作り」	
16日（火）	10:00～11:40	すくすくクラブ	1歳半～2歳半対象 ※申込制
17日（水）	10:30～12:00	子育てサークル さんさん会	
18日（木）	9:30～11:30	前向き子育てプログラム⑦	※申込制
19日（金）	10:30～11:30	たんぼぼ広場 「リース作り」	
22日（月）	10:00～12:00	おでかけ広場	西部公民館
1月			
7日（水）	10:30～12:00	子育てサークル さんさん会	
9日（金）	10:30～11:30	たんぼぼ広場 「体を使って遊ぼう♪」	
13日（火）	10:30～12:00	*hughug* 「ベビーマッサージ」	※申込制
15日（木）	9:30～11:30	前向き子育てプログラム⑧	※申込制

※場所の記載のないものは、全て「子育て支援センター」で行います



親子の広場

*たんぼぼ広場

対象：妊婦～就学前の親子

*おでかけ広場

対象：妊婦～就学前の親子

*すくすくクラブ

対象：1歳半～2歳半の親子（申込制）

*のびのびクラブ

対象：2歳半～4歳まで（申込制）

子育てサークル

*さんさん会

対象：妊婦から3歳くらいの子と親

活動日：第1水曜日・3木曜日

*竹の子ひろば

対象：妊婦から3歳くらいの子と親

活動日：月2回程度の水曜日

場所：多賀保育園

hughug

対象：2カ月～1歳くらいまで

活動日：第2週の火曜日

参加費：1回500円



※サークルに興味のある方は子育て支援センターまでお問い合わせください。

一時預かり

お仕事や冠婚葬祭、リフレッシュなどのために一時預かりを行っております（有料）

【利用時間】

平日（月～金曜日）8:30～16:30 土曜日8:30～12:00

※料金やその他詳細は子育て支援センター（TEL 82-2232）までお問い合わせください

**町税の納付は
便利・確実・安心の
口座振替をご利用ください**

町税の納付には、便利で確実な口座振替による納付をおすすめします。納付のために役場や金融機関等へ行かなくても、納期限日にあたるの預貯金から納税でき、納期限を過ぎることなく納付することができ、役場や金融機関の開いている時間になかなか行けない方や現金を持ち歩くのが不安といった方など、納め忘れのない口座振替をぜひご利用ください。

口座振替の手続きは、役場及び町内の金融機関にある「町税等の口座振替自動振込み納付依頼書」に必要事項をご記入のうえ、左記「ご利用いただける金融機関」の窓口でお申し込みください。

●**ご利用いただける税目**
町府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納付にご利用いただけます。

●**ご利用いただける金融機関**
南都銀行・京都銀行・京都中央信用金庫・京都やましろ農業協同組合・近畿労働金庫・ゆうちょ銀行（郵便局）

●**手続きに必要なもの**
・納税通知書や納付書など通知番号、納税者義務者のわかるもの
・預貯金通帳
・通帳届出印

●**お問い合わせ先**
町府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税に関するお問い合わせは税務課（TEL 82・6163）、国民健康保険税に関するお問い合わせは保健医療課（TEL 82・6166）まで。

税務課からのお知らせ

平成26年中に家屋を新築・増築・取り壊しされた場合や、未登記家屋の所有者を変更された場合は、ご連絡ください。

家屋の固定資産税（都市計画税を含む）は、毎年1月1日現在に所有されている方に課税されることから、固定資産税を適正に課税するため、平成26年中に下記要件を満たした家屋を新築・増築・取り壊しをされた場合や、相続等により未登記家屋の所有者を変更された場合は、税務課までご連絡ください。

固定資産税の対象となる「家屋」の要件

- 家屋の要件は、定着性・外気分断性・用途性の3つを備えているものです。
- ・定着性とは、基礎などにより土地に定着しているものをいいます。例えば、基礎がなく庭に置いているだけのプレハブ物置は「家屋」に該当しません。
 - ・外気分断性とは、屋根及び外周壁を備えているものをいいます。例えば、屋根と柱だけのカーポートは、外周壁はありませんので「家屋」には該当しません。
 - ・用途性とは、建物が目的とする用途（居住・作業・保管等）のために利用できるものをいいます。実際に使用しているかどうかは問いません。



●新築・増築されたとき

平成26年中に家屋を新築・増築された場合は、税務課までご連絡ください。（すでに家屋調査が終了している家屋については不要です。）日程調整のうえ、職員が訪問して家屋調査を行います。この調査は、固定資産税の基となる評価額を適正に算出するために行うものですので、ご協力をお願いします。（調査の際は、建築図面等資料の借用をお願いする場合があります。）

なお、車庫や物置、建築確認申請の必要のない10㎡未満の建物であっても、上記「家屋」の要件を満たしていれば課税対象となります。

●取り壊しされたとき

家屋を取り壊しされた場合は、「建物滅失届出書」の提出が必要です。この届出がないと翌年度以降も課税されてしまうことがあります。

ただし、登記されている家屋を取り壊しされた場合で、すでに法務局で滅失登記の手続きをされた家屋については、この届出は不要です。

●未登記家屋の所有者を変更されたとき

未登記家屋を相続・売買・贈与等により、所有者を変更された場合は「未登記建物所有権移転届」の提出が必要です。この届出がないと翌年度以降も変更前の所有者に課税されてしまうことになります。

*お問い合わせは、税務課（TEL 82-6163）まで

事業主の皆さまへ 個人住民税の特別徴収の実施をお願いします

『京都府内全市町村と京都府では、個人住民税の特別徴収を推進しています。』

個人住民税（個人の市町村民税及び府民税）は、納税義務者の1月1日現在の住所地の市町村に納付していただく必要があります。

特別徴収とは、給与支払者（事業主）が所得税の源泉徴収と同じように、毎月の給与から従業員等の個人住民税を差し引いて、市町村に納入していただく制度です。

法令の規定により、原則、所得税の源泉徴収義務がある給与支払者（事業主）には特別徴収義務者として、パート・アルバイト、役員等を含むすべての従業員等の個人住民税を特別徴収していただくことが義務付けてられています。（事業主や従業員等の意思による徴収方法の選択はできません。）

個人住民税の特別徴収を実施されていない給与支払者（事業主）は、法令に基づく適正な特別徴収の実施をお願いします。

○特別徴収のメリット

- ・個人住民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税のように事業主の方が税額の計算や年末調整をする手間がかかりません。
- ・従業員の方は、金融機関に向いて納税する手間が省け、納付を忘れる等の心配はありません。
- ・年税額を12回に分けて支払うため、納期が年4回である普通徴収（納税義務者が直接納付）より1回あたりの負担額が少なくなります。

○手続き等

毎年1月31日までに給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を井手町へ提出していただきますが、その際に、総括表等に「特別徴収」する旨を記載していただきます。記載方法等詳しくは税務課（TEL 82-6163）へお問い合わせください。



府立山城郷土資料館の催し

★企画展「暮らしの道具 いまむかし」
明治・大正・昭和、昔なつかしいくらしの道具を展示し、衣食住の変化を振り返ります。

小学校の社会科授業と連携できる内容です

- ▼日時 1月17日(土)～3月29日(日)まで 午後9時～4時30分
- ▼場所 山城郷土資料館
- ★文化財連続講座「恭仁宮の新研究」
- ▼内容 文化財に関して時機を得た身近な話題を提供し、文化財への理解を深め親しんでいただくための連続講座です。今回7回目です。
- ▼日時 1月10日(土) 午後1時30分～3時30分

- ▼場所 山城郷土資料館
- ▼演題 「恭仁宮の新研究」
- ▼講師 当館資料課
- 主査 森島 康雄

※事前申し込みは必要なし。

施設のご案内

- ▼所在地 木津川市山城町上狛千両岩
- ▼入館料 一般250円・小中学生70円
- ▼開館時間 午前9時～午後4時30分
- ※休館日 月曜日(祝日の場合は翌火曜日)、年末年始(12月28日～1月4日)
- お問い合わせは府立山城郷土資料館総務課(TEL86・5199)

肺炎球菌ワクチン助成制度が変わります

本年10月1日より高齢者の肺炎球菌予防接種が国の制度による定期接種となったことに伴い、4月から実施している65歳以上の方の任意の肺炎球菌ワクチン助成制度の一部を、12月1日より左記のとおり改正します。

《改正前》接種時に井手町に住民票がある65歳以上の方
ただし、肺炎球菌ワクチンを5年以内に接種した方、健康保険適用の方は除く。

《改正後》接種時に井手町に住民票がある65歳以上の方
ただし、助成の回数は一入一回のみとし、すでに肺炎球菌ワクチン(ポリサッカライド(商品名ニューモバックス))の予防接種を接種した方、健康保険適用の方は除く。

お問い合わせは、保健センター(TEL82・3385)。

がん個別相談会のお知らせ

がんに関わる様々な相談をお受けする窓口として、京都府宇治総合庁舎で出張個別相談会を行いますのでご利用

ください。

- 日時 1月13日(火)、2月10日(火)、3月10日(火)

いずれも午後1時から3時半
場 所 京都府宇治総合庁舎
(山城広域振興局)

相談員 保健師又は看護師
相談料 無料

予 約 事前に京都府がん総合相談支援センターにお申し込みください。
なお、出張相談以外にがん総合相談支援センターで通常相談(電話及び対面)を月～金(祝日・年末年始を除く)の9時～12時、13時～16時に実施していますので、こちらもご利用ください。

京都府がん総合相談支援センター(京都市南区東九条下殿田町43メルクリオ京都2階)。お問い合わせは、フリーダイヤル(TEL0120・078・394)。

講座・教室

【和太鼓教室】

日時/12月13日(土)・20日(土)

1月10日(土)

午後1時半～3時半

【いづみまなび教室】

《大正琴》
日時/12月12日(金)・22日(月)

1月9日(金) 午前10時～正午

持ち物/大正琴・楽譜

《太極拳》

日時/12月12日(金)・19日(金)・1月9日(金)

午後1時半～3時

持ち物/運動できる服装・上履き

《ペン習字》

日時/12月18日(木)

午後1時半～3時

場所/いづみ人権交流センター

【健康教室】

日時/12月25日(木)

午前10時～11時半

場所/いづみ人権交流センター

*各教室の材料費等は自己負担となります

*お問い合わせは、いづみ人権交流センター(TEL82・3380)まで

【生き生きふれあいサロン&ほほえみ会「合同クリスマス会」】

日時/12月17日(水) 午前11時半～

場所/玉泉苑

対象/65歳以上の方および障がいのある方

*事前申込が必要で

*毎月20日発行の「ボランティアセンターだより」で、ふれあいサロンの詳しい内容をお知らせします

*お問い合わせは、社会福祉協議会(TEL82・3499)まで

健康

【成人・高齢者保健事業】

《山吹体操クラブ・健康相談》

日時/12月11日(木)

午後1時半～3時

場所/賀泉苑

日時/1月8日(木)

午後1時半～3時

場所/玉泉苑

対象／65歳以上
*お問い合わせは、社会福祉協議会（TEL 82・3499）まで

子育て

【乳幼児健診】

《3歳児健診》

日時／12月12日（金）
対象／H23・4・1～H23・7・10生
まれ

受付／午後1時～1時半
場所／保健センター

*お問い合わせは、保健センター（TEL 82・3385）まで

《2歳半歯科健診》
日時／12月15日（月）
対象／H24・5・1～H24・8・16
生まれ

受付／午後1時～1時半
場所／保健センター

*お問い合わせは、保健センター（TEL 82・3385）まで

各種相談

【心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談】

日時／12月15日（月）午後1時～4時
場所／賀泉苑

日時／1月5日（月）午後1時～4時
場所／玉泉苑

*心配ごと相談は、第1月曜日は玉泉苑、第2月曜日は賀泉苑で開催しています

【無料法律相談】
日時／12月22日（月）午後2時～4時
場所／玉泉苑
*無料法律相談は予約制とします
*お問い合わせは、社会福祉協議会（TEL 82・3499）まで

【このころの相談室（カウンセリング）】
日時／12月22日（月）午前11時～午後1時50分
場所／いづみ人権交流センター
*お問い合わせは、いづみ人権交流センター（TEL 82・3380）まで

【母子の相談・教室】
日時／12月25日（木）
場所／保健センター
*完全予約制・ご希望の方は保健センターにお問合せください
*お問い合わせは、保健センター（TEL 82・3385）まで

【お問い合わせは、保健センター（TEL 82・3385）まで

京都府最低賃金のお知らせ

京都府最低賃金（地域別最低賃金）が平成26年10月22日から16円引き上げて789円に改正されました。

京都府最低賃金	適用対象	改正前	改正金額
時間額	京都府下の事業所で働くすべての労働者及びその使用者	773円	789円

京都府内の使用者は、この金額より低い金額で労働者（パートタイマー・アルバイトなどを含む）を使用することはできません。
除外賃金 最低賃金には次の賃金は算入されません。
① 精・皆勤手当、通勤手当、家族手当
② 時間外・休日及び深夜手当
③ 臨時に支払われる賃金
④ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
詳細は京都府労働基準部賃金室（TEL 075-241-3215）へ

1月10日は「110番の日」です

警察では、毎年1月10日を「110番の日」と定めています。

110番は、緊急通報

被害に遭った時、交通事故に遭った時、またはそれらを見かけた時、不審な人物を見た時、爆発音や発射音など不審な物音を聞いた時など、事故・事件や身近に不安を感じた時は110番しましょう。

相談は #9110

110番は、一刻を争う緊急事態に即応するための大事な電話です。

急を要さない相談などは、警察相談専用電話「#9110」に電話してください。

110番通報の6つのポイント

- ① 何があったか
- ② いつ
- ③ どこで
- ④ 犯人の特徴
- ⑤ 今、どうなってるか
- ⑥ 自分の名前と連絡先



慌てず、落ち着いて、ゆっくり答えてください。

田辺警察署（TEL 63-0110）

京都府山城北保健所難病相談（膠原病）について

日時 平成27年1月28日（水）午後1時～3時半（受付）

場所 京都府山城北保健所（宇治市）

対象者 膠原病及びその疑いがある方やその家族
膠原病とは、免疫の異常などで皮膚、関節、筋肉、血管などに病変が生じる病気です。全身性エリテマトーデス、慢性関節リウマチ、強皮症、多発性筋炎などがあげられます。

内容 専門医による個別相談と指導・助言

担当医師 京都第一赤十字病院 糖尿病・内分泌・リウマチ科 部長 福田 互先生

定員 6名

費用 無料

申込方法 1月5日（月）から受け付けます。

京都府山城北保健所まで電話でお申し込みください。

TEL 21-2911



山吹ふれあいセンター

図書館情報



お問い合わせは82-5700まで

【開館日】 火曜日～日曜日
【開館時間】

4月～9月 午前10時～午後6時
10月～3月 午前10時～午後5時

☆12月・1月の休館日

12月1・8・15・22・24・25・
27～31日

1月1・5・13・19・26・29日

☆貸し出し冊数および期間

図書は1人12冊 2週間
雑誌は1人5冊 2週間

視聴覚資料は1人3点 1週間

☆主な新着資料の紹介 12月

一般書

「化土記」

北原亞以子

「サンタクロースとあつたよる」

ホリー・ホビー

「児童書」

「メリーさんのひつじ ほんとうにあつたはなし」

ウィル・モーゼス

「ゆきうさぎのおくりもの」

レベッカ・ハリ

「みんなの少年探偵団」

万城目学 他

「久坂玄端の妻」

田郷 虎雄

「ダンテの遺言」

谷川 悠里

「殉愛」

「大原御幸」

「ヤモリ、カエル、シジミチヨウ」

「みんなの少年探偵団」

林真理子

江國 香織

「いいないいな」 かたやまけん
「やきごかなののろい」

塚本 やすし

12月・1月の図書館行事

《親子で楽しむ紙しばい》

12月13日(土)・1月10日(土)

いずれも午後1時半から 図書館・絵本コーナー

《ゆかいなマジックショー!》

12月24日(水) 午前10時15分～

午前11時

山吹ふれあいセンター・集会室

にて

(観覧は自由です。皆様ぜひおい

で下さい。)

《クリスマス・お正月・ひつじの

本の展示》

12月2日(火)～26日(金)

図書館・展示コーナー

※：お知らせ：

12月13日(土)～26日(金)の間、

年末年始の休館による、貸出期

間及び貸出点数の変更がありま

す。

親鸞 完結篇 上・下

五木 寛之
ゆれ20年ぶりに描いた大河小説。全国37新聞で連載に修正し書籍化。



花咲く書道入門

永田 紗戀
書家・永田紗戀が生み出した「花咲く書道」の方法を初公開。道具の使い方、構図の取り方、作品の見栄えをよくする裏ワザなどをフルカラー写真でわかりやすく解説する。



いっしょにあそべん?

岡田 よしたか
夜、眠れない公園に遊びまわると、おもしろいゲームが待っている。岡田よしたかの「まのよなかのドンブカピー」の楽譜・歌詞を掲載。



マララ パトリシア・ユスフザイ

マララ ユスフザイ
女の子も学校に通う権利がある。少女のパトリシア・ユスフザイの自伝。重要な写真も掲載。



国民年金 Q&A

Q. 国民年金保険料は社会保険料控除の対象になりますか。

A. 国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、毎年1月1日から12月31日までの間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料の額を証明する書類の添付等が必要です。このため、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、日本年金機構から毎年11月上旬に被保険者の方に送付されます。証明内容は、本年1月から9月30日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのお問合せは、ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル(0570・058・555)へお電話ください。

専用ダイヤルの開設期間は、平成26年11月4日から平成27年3月16日までです。



ごみ収集日程表(12月11日～1月10日)

ごみは、朝9時までに出してください。

★燃やすごみ、その他ごみ、カン、ビン、ペットボトル、発泡トレー等は透明・半透明の袋に入れて出してください。

★「乾電池」は「カン」の日に、「カセットボンベ缶、スプレー缶」は「その他」の日に、それぞれ別の透明な袋に入れて出してください。

★粗大ごみは、収集日の1週間前までに産業環境課へ電話予約(TEL82-6168)してください。(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは除きます)

★テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは家電リサイクル品です。

※古紙等(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑紙<その他の紙類>)ごとに分別のうえの収集は全地区毎週曜日です。

地区	区分	燃やすごみ	カン	ビン	粗大ごみ	ペットボトル	発泡トレー	プラマーク容器包装	その他
北水無	区	火・金曜日	12月25日	12月18日	1月8日	12月11日 1月15日	12月23日	水曜日 (1月～)	12月=水曜日 1月=火曜日
玉水石高	区 区 区 区	月・木曜日	12月26日	12月19日	1月8日	12月12日	12月16日	水曜日 (1月～)	12月=水曜日 1月=火曜日
上井手	区	火・金曜日	1月8日	1月18日	12月25日	12月11日	12月17日	水曜日 (1月～)	水曜日
多賀全	区	火・金曜日	1月8日	1月18日	12月25日	12月11日	12月24日	水曜日 (1月～)	水曜日

※ごみ収集に関するお問い合わせは、役場産業環境課(TEL 82-6168)まで

し尿収集日程

収集日	し尿収集区域番号	収集区域
12月17日	⑨	西北河原、東北河原、南口、西北ノ代、東北ノ代、北口、西北組、東松ヶ花、茶臼塚、新造、東北組、甚五郎谷
12月18日	⑩	阿弥陀寺、西南組、東南組、前川、立石、小払、岩倉、馬場崎、墓ノ平
12月19日	⑪	内垣内、奥西、帽子田、下川、判ノ地、石名田、高橋、谷村、宮ノ後、天王山、蛇谷、栗岡、北赤坂、穴虫、南久保、浜、上ノ浜
12月20日	⑫	安堵山、起、佃、平山、新四郎山、中島、西垣内、中垣内、東垣内
12月22日	⑬	里、玉ノ井、西高月、東高月、清水、栢ノ木、中溝、西山、尾ノ山、山縁、田村新田
12月24日	⑭	川久保、北玉水、辻垣内、野畑、山田、柏原、南玉水、久保、渋川、段ノ下、扇畑、浜田、橋ノ本
12月25日	⑮	梅ノ木原、野神、北猪ノ阪、南猪ノ阪、宮ノ本、西前田、北開、北溝、南溝、下赤田、上赤田、鳥休、柴木田

うちの収集日は...



※し尿に関するお問い合わせは、城南衛生管理組合(TEL 075-631-5171)まで

ごみの分け方・出し方 (カン)

出せる物・出し方

- ◆出せるカン ジュース、ビール、缶詰などの空缶
- ◆出し方 必ず中身を出す。簡単な水洗いをする。中身の見える袋で出してください。
- ◆出せないカン 一斗缶、フライパン、やかんはその他ごみの日。スプレー缶は他のごみと別の中身の見える袋でその他ごみの日に出してください。なお、使用済み乾電池は、カンと混ぜないで中身の見える別の袋でカンの日に出してください。
*充電電池、ボタン電池は購入店などに返却してください。

おめでとうございます

(10月20日から11月19日までの届け出分・敬称略)



住所	赤ちゃん	届出人
井手	丸山 愛美里	太一
多賀	所川 卓磨	優也
井手	物部 天音	政利
井手	岡田 莉愛	伸也

(10月20日から11月19日までの届け出分・敬称略)



住所	夫	妻
井手	佐々木 駿	向井 紫織

公共施設電話番号一覧

名称	電話番号
総務課	0774-82-6161
企画財政課	0774-82-6162
税務課	0774-82-6163
住民福祉課	0774-82-6164
高齢福祉課	0774-82-6165
保健医療課	0774-82-6166
建設課	0774-82-6167
産業環境課	0774-82-6168
上下水道課	0774-82-6169
会計課	0774-82-6171
議会事務局	0774-82-6172
教育委員会(学校教育課)	0774-82-4333
山吹ふれあいセンター(図書館・社会教育課)	0774-82-5700
同和・人権政策課	0774-82-3380
いづみ人権交流センター	
いづみ児童館	
保健センター	0774-82-3385
地域包括支援センター	0774-82-3690
泉ヶ丘中学校	0774-82-2070
井手小学校	0774-82-2119
多賀小学校	0774-82-2112
玉川保育園	0774-82-2153
多賀保育園	0774-82-2225
いづみ保育園	0774-82-4160
子育て支援センター	0774-82-2232
環境衛生センター	0774-82-4651
学校給食センター	0774-82-3617
井手町まちづくりセンター椿坂	0774-82-3838
町立デイサービスセンター	0774-99-4318
老人福祉センター「玉泉苑」	0774-82-3499
老人福祉センター「賀泉苑」	0774-82-5059
京田辺市消防署 井手分署	0774-82-3000
井手町役場 代表番号	0774-82-2001

まちのカレンダー

(12月11日～1月10日)

住民カレンダー		
月日	曜日	行事
12/11	木	山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、賀泉苑)
12	金	大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 3歳児健診(午後1時～1時半、保健センター) 太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
13	土	IDE ゆうゆうスポーツクラブ・餅つき大会(午前10時～、自然休養村) 和太鼓教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) 親子で楽しむ紙しばい(午後1時半～、山吹ふれあいセンター図書館)
14	日	
15	月	心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、賀泉苑) 2歳半歯科健診(午後1時～1時半、保健センター)
16	火	すくすくクラブ(午前10時～11時40分、子育て支援センター) 手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
17	水	生き生きふれあいサロン&ほほえみ会「合同クリスマス会」(午前11時半～、玉泉苑)
18	木	ペン習字教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
19	金	太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
20	土	和太鼓教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
21	日	
22	月	大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) こころの相談室(午前11時～午後1時50分、いづみ人権交流センター) 無料法律相談(午後2時～4時、玉泉苑)
23	火	天皇誕生日
24	水	ゆかいなマジックショー(午前10時15分～、山吹ふれあいセンター集会所) サンタが街にやってくる(午後6時～8時、町内全域)
25	木	発達相談(保健センター、ご希望の方は保健センターまでお申し込みください) 健康教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター)
26	金	役場仕事納め(12月27日～1月4日まで閉庁)
27	土	
28	日	
29	月	
30	火	
31	水	
1/1	木	元旦
2	金	
3	土	
4	日	
5	月	役場仕事始め 心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、玉泉苑)
6	火	
7	水	育児相談(午前9時半～10時半、西部公民館)
8	木	山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、玉泉苑)
9	金	大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
10	土	和太鼓教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) 親子で楽しむ紙芝居(午後1時半～、山吹ふれあいセンター図書館)



発行：京都府綴喜郡井手町
編集：企画財政課
井手町ホームページ

<http://www.town.ide.kyoto.jp/>

